

荒井勇雄議員に対し、政務活動費の不適正な取り扱いの
謝罪・猛省及び返還等を求める決議

議員は、市民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うしなければならない。

また、本市議会には市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として政務活動費が交付されているが、年度末時点の残額を返還するという条例の趣旨から、交付年度内の履行完了が原則である。

しかし、本市議会が行った調査により、荒井勇雄議員は政務活動費の返還額を減らす意図を持ち、年度内の履行が明らかに不可能な広報紙作成等の業務委託経費を前払いしていたことが明らかになった。さらには、前払いをしてから1年近く経つまで広報紙を作成していなかったことも確認された。

また、その所在を広く一般に公開していない上、電気やガスの契約も行っておらず、ほとんど使用実態がない事務所について、事務所を設置する必要性がないことを自覚しながら賃料を公金である政務活動費で支出するなど、荒井勇雄議員の政務活動費の取り扱いについては、議員として公費を扱う責任感が欠落していると断ぜざるを得ない。

さらには、本調査に際して虚偽とみられる説明をしたほか、事実確認をせずに説明し、矛盾点を指摘されると発言を撤回するなど、自身の説明責任を果たす意識が欠如した不誠実な対応が散見されたところである。

これまで本市議会においては、政務活動費の取り扱いについて、適正かつ厳格な運用に努めてきたが、今回の一連の事態によって、市民の信頼を大きく損ない、本市議会の品位と名誉を傷つけたことは、許されるものではない。

また、これまでの政務活動費の不適正な取り扱いを鑑みると、今後の適正な支出についても懸念を抱かざるを得ない。

よって、本市議会は、荒井勇雄議員に対し、次の事項を強く求める。

記

- 1 議員として公費を扱う責任感が欠落した行動を取り、市民の信頼を大きく損ない、本市議会の品位と名誉を傷つけたことについて公の場で誠実に謝罪するとともに、猛省すること。
- 2 調査によって、新たに不適正と判断された政務活動費を会派として速やかに返還すること。
- 3 今年度分の政務活動費の収支報告書の提出と合わせて、「政務活動費の手引き」で会派または議員が保管しなければならないとしている書類を提出すること。

以上につき、決議する。

2025（令和7）年3月28日

札幌市議会

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員、
大地さっぽろ脇元繁之議員及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員